

2007年5月9日

分権調査会 中間報告

民主党 分権調査会
会長 玄葉 光一郎

I. 基本理念

1. 基礎的自治体重視の新しい「国のかたち」

- 中央集権制度を抜本的に改めることで、地方分権国家を樹立し、陳情政治からの脱却を図る。地方のことは権限も財源も地方に委ねる仕組みに改め、国会議員も国家公務員も国家レベルの仕事に専念できるようにする。
- 地方分権国家の母体を「基礎的自治体」とし、全国を300程度の基礎的自治体で構成する。生活に関わる行政サービスをはじめ、「基礎的自治体」が対応できる事務事業は全て行えるよう、権限と財源を大幅に移譲し、国と基礎的自治体による新たなる「国のかたち」をめざす。
- 中央政府の役割を、外交、防衛、危機管理、治安から、食料、エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済ルール確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定する。
- 基礎的自治体が担えない事務事業については、当面は広域自治体が、広域自治体が担えない事務事業については国が担うという「補完性の原理」を徹底する。
- 中央官僚による地方支配の源泉、利権の温床となっている中央からの個別補助金は基本的に全廃する。地方交付税を含め、地方固有の財源を保証する真の地方自治を実現する。中央・地方とも補助金に関わる人件費と経費を大幅に削減することで、財政の健全化にもつなげる。

2. 自治体の多様性を踏まえた分権

- わが国には人口約360万人の横浜市から人口約200人の青ヶ島村(東京都)まで多様な基礎的自治体が存在する。また離島や山間地など、基礎的自治体が置かれている地理的条件も様々である。そうした基礎的自治体の多様性を尊重した分権を推進する。

II. 当面目指すべき国のかたち

- 本中間報告では、上記の新しい「国のかたち」に至るまでの、過渡的な(5～10年後)国と地方のあり方のイメージを提示する。

1. 事務事業の役割分担

- 国から都道府県に対して大幅に事務事業を移譲する。それとともに都道府県が担っている事務事業の1/2程度を基礎的自治体に移譲する。
- その結果、国と都道府県の役割が大幅に縮小し、基礎的自治体の役割が大幅に拡充される。
- 国・都道府県・市町村の事務事業に応じた公務員数とするとともに、国から地方に支出される個別補助金を廃止することにより、公務員の総人件費を削減する。国から都道府県、都道府県から市町村への公務員の異動は妨げない。
- 国と地方の協議を法制化し、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと進化させる。
- 地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようにするため、政省令のうち一部のものについては条例に委ねる。

2. 自治体のあり方について

(1) 広域自治体のあり方

- 上記の事務事業の移譲により、5~10年後には都道府県の役割は現在の1/3~1/2を目指す。
- 当分の間、広域自治体は道州によらず、現在の都道府県の枠組みを基本とする。都道府県が合併することや都道府県の枠組みを残したまま連合を組むことは、地域の自主性に委ねる。
- 国の地方支分部局は廃止し、県域を越えて流れる河川管理等の広域的対応が必要な事務については、都道府県が連携し、広域行政機能を強化することによって対応する。
- 政令市に対する都道府県の役割は、政令市と他の市町村との調整に限定する。

(2) 基礎的自治体のあり方

- 自治体の自主性を尊重しつつ、第2次平成の合併を推進すること等により、基礎的自治体の能力の拡大に努める。
- 基礎的自治体の能力に応じて、当該自治体が担う事務権限を設定する。
- 基礎的自治体が担うことを期待される事務事業を能力的に担えない場合には、近隣の基礎的自治体もしくは都道府県が当該事務事業を担うこととする。
- 政令市もしくは合併により面積・人口が大きくなった自治体において、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限をもった自治区を設けることができるようにする。

- 都市部ではコミュニティの意識が希薄となっていること、農山漁村部では過疎化によりコミュニティが崩壊しつつあること等も踏まえ、自治の担い手としてコミュニティを活性化させる。

3. 地方の税財源のあり方

- 上記の国と地方の役割分担等を踏まえ、地方の税財源のあり方を検討する。
- 個別補助金は、基本的に全廃する。
- 地方交付税財源の法定率を引き上げる。
- これまでも国は地方交付税を「地方団体共有の固有財源」と位置付けてきたが、国の関与を廃するなどにより、それがより明確となる制度とする。

以上